農務関係部課長会議 会議録

１　日　時　令和２年８月５日（水）午後１時３０分から午後２時３０分

２　会　場　愛知県自治センター４階 大会議室

３　当番市　常滑市

４　出席者　県・・・農政部農政課　課長補佐 近藤　慎二
　　農政部農業振興課　課長補佐 大原　健次
　　市・・・名古屋市 緑政土木局都市農業課長 山中 孝浩 始め３４名
　　市長会事務局・・・財政係長　渡辺加奈子 始め２名

５　内容

① 開会　　市長会事務局 渡辺財政係長

② あいさつ

○愛知県　農政部農政課　課長補佐 近藤　慎二

・新型コロナに関する各市の独自支援事業、畑への転換への対応の２点について県関係課より２名で参加

・県内農林水産業でもコロナで大きな影響があり。４、５、６月と補正予算計上し支援策を講じてきた。本日はコロナ対策の概要として、資料に基づき説明する。議題に関する皆さんの意見を県としても参考にしていきたい。

○議長　常滑市　農業水産課長 山下　剛司

③ 議題

（１）新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農漁業者に対する各市の独自支援事業について（碧南市提出）

＜碧南市要旨説明＞

学校の休校、緊急事態宣言の発出によるイベント中止などにより、贈答用や学校給食に提供している花き、野菜など多品目に多大な影響が出ている。持続化給付金、金融支援事業、高収益作物次期作支援交付金、経営継続補助金など国県で様々な支援事業が実施されている。

本市では、①市のホームページで国県支援策の案内、②職員による花き（カーネーション、輪菊）の購入支援、③県の農作物利活用支援事業を活用した公共施設や民間福祉施設への花の展示とＰＲを実施してきた。このように当市は予算を伴う独自事業は実施しておらず、国県の支援事業を最大限ＰＲすることを行ってきた。今

後、更なる影響が拡大した場合の独自支援策を検討するため、各市の状況をご教授いただきたい。
（議長（常滑市））
　各市花きの支援事業が多い。また、豊川市、蒲郡市、愛西市では、農業者や漁業者へ対応する窓口の支援事業を実施されている状況。
（碧南市）
　豊橋市の新型コロナウイルス対策資金と、豊川市の農業等継続支援補助事業について経緯と実施状況等を伺いたい。
（豊橋市）
　当初ＪＡから市へ打診があり、特に花きやつまもの関係の経営状況が厳しいことから運転資金等で資金繰りに困っている農家への融資制度として、４月補正をもって新しく独自に制定したもの。ＪＡと協議し、当初３年間の利子を豊橋市が負担し、４年目以降の利子は0%とすることを決めた。
　この制度のポイントは、通常では融資まで申し込んでから２か月かかるところを、迅速に対応するため２週間を目途に融資をすることとしたこと、保証料は免除で無担保にすること、認定農業者などの条件をなくして融資することなどである。
（碧南市）
　実施状況がわかれば教えていただきたい。
（豊橋市）
　７月末で３２件、約１億円の融資がある。県からの農業者支援事業でつまものへの支援制度があり、国からの高収益作物次期作支援交付金もあることから、当初想定よりは少ない。
（豊川市）
　農業等継続支援補助事業については、農漁業者の固定資産税の償却資産部分について補助するもので、本市でも施設園芸農家が多い中、運転資金等の支援のため、補助を実施することとした。
　きっかけは、市として市街化区域の都市計画税を０．３%から０．２%に低減したことから、市街化調整区域についても、ＪＡや農家の部会から相談があったため、税そのものの還付ではなく、償却資産を対象とした補助を行うこととした。
　まず、農務課と資産税課の連名で、対象となる農業者に対して補助制度についてのお知らせと資産税課からリストアップした課税明細を、６月末から７月上旬にかけて約３００件送付した。
　今日までに約７割の約２００件申請があり、審査した上で交付を決定した。予算４，５００万に対して約３，２００万の執行となっている。
（碧南市）
　課税台帳で、農漁業者の償却資産をピックアップできるのか。
（豊川市）
　対象者については、農地台帳と償却資産の課税者をマッチングして抽出した。資産税課で課税対象を確認し、アパート経営者のアパート経営にかかるもの、ま

た売電目的の太陽光設備も対象外として約４００件、それをさらに精査して約３００件を対象とした。あとは、農業者にどれが農漁業用の償却資産であるかをチェックしてもらう申請方法をとった。

（蒲郡市）

豊川市に質問で、他業種からも話があると思うが、整合性はどのように取られたのか。本市でも同様の取り組みをしている中で、他業種からいろいろ言われている。

（豊川市）

市街地も都市計画税の優遇措置をやっているので、特段意見は届いていない。今後さらに広げていく予定はない。

（常滑市）

今回ご回答いただいている独自支援事業については、５・６月時点での制度が多いが、第２波が来ている中、現在支援策を検討している市があれば教えてほしい。

（東海市）

外食産業の停滞や学校の休校により影響が出ている中、９月議会で、出荷用資材（段ボール、鉢など）の購入費の１／２補助（上限１０万円）を検討中。期間は４月１日までさかのぼり３月までで対象者を約５１０戸と見込んでいる。営農継続のための補助金で、予算は３，３００万円程度で検討している。

（一宮市）

国県の高収益作物次期作支援事業に加えて、１万円程度の加算を検討中。予算規模は、５０ｈａ位で約５００万円を想定している。

（豊川市）

農業共済の収入保険の市独自補助について、財政当局と調整をしているところ。事務費部分１０／１０と掛け捨て部分２／３で上限額を２０万円若しくは１５万円として、９月議会に向けて予算要求中。予算規模については、１００件×２０万＝２，０００万円を想定。

（碧南市）

新年度目標で収入保険に対する補助を、高収益作物次期作支援交付金の申込み条件にもあることから実施していきたいと考えている。新年度予算で予定している理由は、収入保険は１１月が来季の申込み期限としており、各種調整期間を踏まえ来年度予算で検討している。

（愛知県）

各市の独自の支援状況については、県でも共有させていただきたい。（県の資料に基づき説明）これは、国・県の支援事業を整理したもの。

経営継続補助金については、国事業だが県農業改良普及課で相談体制をとっている。６月２９日から７月２９日が１次申込で、東海農政局で把握している速報値で、県内２，７７７件の申請があった。

農産物利活用支援事業（花き・つまもの）については、１経営体あたり２０万円で実施した。５月１８日から６月３０日を実施期間とし、概算で花き・つまものの

農業者約１，９００経営体が活用した。

学校給食に牛肉や名古屋コーチンを提供する事業を実施した。４月２日から４月末まで１８５校に対し、約１１万３，０００食を提供した。

あいちの農林水産物消費回復緊急対策事業で、外食・観光特産品などを買い物できるように、通販サイト「楽天市場」に県の特設ページを開設した。３割引クーポンを発行し、７月３０日から実施し７９事業者でスタートした。今後準備中を含め８月中下旬には３１３事業者に拡大予定。その後も新たな販路拡大の話があれば事業を紹介していただきたい。県としても、９月補正に向けて新たな事業も検討中であるため、また追ってお知らせしたい。

（２）農地改良による田から畑への転換などへの対応について（小牧市提出）

＜小牧市要旨説明＞

残土等による農地の埋立てを行う際には農地改良届を受理しているが、高さ制限等を設けていないため、１ｍ以上積み上げられ、隣地の農地に土砂が流出し苦情が出ている。また、届出時の計画通りに行われず放棄地化している農地もあり、今後、要綱等を設置して高さ制限を設けるなど検討したい。

（議長）

多くの市で盛土の高さ制限について、要綱等を設けているが、基準を定めていない市もある。

（小牧市）

高さ制限を設ける際に、なぜ６０ｃｍや１ｍなのかという根拠があれば、ご教授いただきたい。碧南市の６０ｃｍと、刈谷市の１ｍについて伺いたい。

（碧南市）

平成１１年に取扱要領としてまとめたものである。高さ制限について、遡って調べたが、盛り土については道路から３０ｃｍ、田については道路以下と定めているが根拠はつかめていない。

（刈谷市）

１ｍ以上盛る時は、土砂埋立て条例（土砂・砂利採掘に対応する条例）を適用するが、さらに農地改良の取扱要領においても現況から１ｍ又は隣接する道水路の最も低い部分の高さのうち、いずれか低い方の高さとすることにしている。田は４角で最も低いところよりも低くするよう、畑は最も低いところからプラス30ｃｍ以下に設定している。刈谷市でも、ここ数年残土捨て場として頻繁に農地改良届が出てきており、業者と粘り強く交渉していたが、令和２年１月に農地改良の取扱要領を改正し、具体的な制限を設けた。

（小牧市）

大府市に確認したいが、この資料で１ｍ以上の盛り土や掘削を行う農地改良は許可が必要との表現がされているが、どのような許可が必要となるのか。農地転用の許可になるのか。

（大府市）

条例は土砂埋立に関する環境に関する条例になるが、１ｍ以下の農地改良については許可が必要ないとしており、逆説的には１ｍ以上は許可が必要ということになる。この条例は、令和元年１２月に制定されたばかりで、事案は出てきていない。県ではなく、あくまで埋め立てに関する市の許可になる。

（愛知県）

平成１５年１１月１９日付けで県から「農地改良の取扱指針について」の改正について通知を出しているが、元々は平成６年３月に農地改良の取扱指針についての通知によるもの。当時の背景として、一時転用の許可取扱いについて、転用許可に該当するものは転用許可申請としていたが、産廃・工事残土など許可を得ないで処分する事例が続いたため、田畑転換実態調査した上でこの通知したもの。当時は、農地改良等の取扱が何もなかった訳ではなく、９３農業委員会の内、約半数の農業委員会で様式を定めて農地改良の取扱いをしていた。さらに１０農業委員会ではすでに農地改良の届出の取扱要領を定めていた。５３農業員会から、指針を定めてほしいとの要望を受けて県から改正通知を出した。平成１５年の改正の主眼は、土壌の掘削を６０ｃｍ以内としたこと（高さは定めていない）。申請者の欄が、以前は施工業者欄があったが、土地所有者が意図しない埋め立てがあったため、施工業者の欄を削除し、土地所有者と耕作者の欄のみとなった。

県として農地改良届の事務は直接しておらず実態がわからなかったが、今回各市の状況を聞き、今後の参考にしたい。

④ 次回当番市の決定　　江南市

⑤ 市長会事務局　　渡辺財政係長